

②養育費保証契約締結経費の補助

◇補助対象の費用 《上限 50,000円》

- ・保証会社と養育費保証契約（保証期間が1年以上のものに限る）を締結する際に要する経費のうち、初回分の保証料として申請者が負担するもの

◇申請の時期

- ・養育費保証契約を締結した日から6ヵ月以内

◇必要な書類

（原本は確認、申請に必要な部分をコピー後、その場で返却します）

- 戸籍謄本（離婚後・未婚の戸籍）
 - ※ コピー可、発行から6ヵ月以内のもの、児童扶養手当証書があれば省略可
 - ※ 申請者と該当の子が記載されているもの（親子が別戸籍の場合はそれぞれ必要）
- 児童扶養手当証書（原本）
 - ※ 申請者が児童扶養手当受給者の場合
- 養育費保証契約締結に係る保証料の領収書（原本）
- 養育費の取決めを交わした文書（原本）
- 保証会社と締結した養育費保証契約書（原本）
- 申請者名義の通帳など振込口座のわかるもの
- その他 記入必要書類
 - ・八幡市養育費確保支援事業補助金（養育費保証契約締結事業）交付申請書

◇申請の流れ

